

会 員 各 位

青森商工会議所
会 頭 倉 橋 純 造
(公 印 省 略)

「令和8年熊本地震」災害支援金へのご協力をお願い

7月28日に発生した熊本県を震源とした地震により、熊本県内をはじめ広範囲にわたり甚大な被害が出ております。被災地では未だ地震が続いておりますが、八代市を含む2市3町が「局地激甚災害（局激）」に指定されるなど、被害の大きかった地域においては、身の安全確保や生活の維持が最優先であり、被害の全容把握や本格的な事業活動再開には一定の時間を要するものと思われます。

このような中、日本商工会議所において被災事業者および被災商工会議所の復旧・復興を支援するため、災害支援金を募ることとしたことから、当会議所としても、災害支援金を募り、被災地への支援を行いたく存じます。

つきましては、すでにそれぞれのお立場で災害支援金等のご協力をされておられるかと存じますが、上記趣旨をご賢察いただき何卒ご協力賜りますよう、以下詳細をご連絡申し上げます。

記

1. 募集金額 1口 1万円 以上
2. 募集期間 令和8年8月28日(金)～9月25日(金)
3. 募金方法 裏面申込書をFAX又はe-mailにてご送付ください。
下記金融機関へお振込みをお願いいたします。振込手数料は貴社にてご負担願います。

《義援金振込金融機関》

青森みちのく銀行本店（普） No.132870

青い森信用金庫青森営業部（普） No.0002285 青森県信用組合中央支店（普） No.0172898

【口座名義】青森商工会議所 会頭 倉橋 純造 (カイトウ クラハシ ジュンゾウ)

4. 税法上の取扱い

寄付金税制上、災害支援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。法人の場合は、一定の範囲内で寄附金控除が受けられます。詳細は以下のとおりです。

①個人が災害支援金を支出する場合の所得税の取扱い

所得控除はありません。

②法人が災害支援金を支出する場合の法人税の取扱い

一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。

〔期末資本金の額等（資本金の額＋資本準備金の額）×12分の当期の月数×1000分の2.5＋所得の金額（法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額）×100分の2.5〕×4分の1＝〔損金算入限度額〕

5. その他

領収書については、貴社にて控えとしてお手元に残る振込金受取書（受領書）をもって領収書に代えさせていただきます。

以 上

青森商工会議所 総務企画課 行
FAX : 017-775-3567
E-mail : staff@acci.or.jp

「令和8年熊本地震」災害支援金 募金申込書

災害支援金募金の趣旨に賛同し、下記のとおり申し込みます。

申込金額： 1 口 @10,000 円 × 口 = 万円

令和8年 月 日

事業所名	
代表者名	印
所在地	〒
担当者	【役職】 【氏名】
連絡先	TEL : FAX :

※令和8年9月25日(金)までに、お申込みいただくとともに、
災害支援金をお振込みくださいますようお願い申し上げます。